

議案第 27 号

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「268,000 人」を「262,000 人」に改め、同項第 3 号中「103,400 立方メートル」を「85,550 立方メートル」に改め、同条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

つくば市未来構想及び茨城県企業局の認可計画が変更されたことに伴い、給水人口及び一日最大給水量を改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第1条の2（略） （経営の基本）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 給水人口は、<u>262,000人</u>とする。</p> <p>(3) 一日最大給水量は、<u>85,550立方メートル</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条・第1条の2（略） （経営の基本）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 給水人口は、<u>268,000人</u>とする。</p> <p>(3) 一日最大給水量は、<u>103,400立方メートル</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p><u>4 一日最大給水量は、103,400立方メートルとする。</u></p> <p>第3条（以下略）</p>